平成２５年（フ）第２２２号
神奈川県伊勢原市岡崎5025番地の３
破産者　須藤　洋一
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３９５号
名古屋市守山区吉根南1202番地　ハイツＫ＆Ｓ４Ｂ
破産者　蔦岡　くみ
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７９号
盛岡市黒川７地割23番地13
破産者　平川　眞人
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３０３号
盛岡市厨川５丁目21番３号
破産者　高橋　知博
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４９７号
川崎市多摩区中野島５丁目１番１―1009号
破産者　高橋志津子
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
富山県氷見市懸札610番地
破産者　松森　清治
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１４１５号
名古屋市千種区内山２丁目10番18号
破産者　服部　勝之
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５４７号
名古屋市東区矢田４丁目30番15号　イブサン矢田７Ｂ号、開始決定時の住所名古屋市守山区市場12番７号
破産者　加納　　実
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５３３号
大阪府茨木市総持寺２丁目13番20号
破産者　井上　　茂
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１５８号
大阪府高槻市辻子１丁目６番19号　ル・ガーデニア203号
破産者　岡田建築こと　岡田　孝司
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０４０号
大阪府枚方市牧野北町８番９―109号
破産者　上野　尚子
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７５号
神戸市北区中里町１丁目８番地の366、従前の住所神戸市北区中里町１丁目８番地の370
破産者　安田　俊吉
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７６号
神戸市北区中里町１丁目８番地の366、従前の住所神戸市北区中里町１丁目８番地の370
破産者　安田マサエ
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４２号
北九州市八幡東区中央１丁目11番３―405号
破産者　野田　千穂
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１９４号
佐賀市鍋島６丁目９番23号　ニュートラッド古川201
破産者　谷口　正樹
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
熊本県合志市須屋574番地１県営住宅７棟501号、開始決定時の住所熊本県合志市須屋2098番地17
破産者　東　　和弘
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２０６号
熊本市西区春日７丁目17番16―108号　サン・コーポラス春日２、開始決定時の住所熊本市中央区壺川２丁目３番89号
破産者　髙木潤之輔
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３６号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2567番地　アビテ　ポナール303号
破産者　髙木　真一
１　決定年月日　平成27年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係